

多文化社会における市民性の変容とホスト社会のあり方 —ニューカマー外国人女性2名の語りから—

著者	大野 順子
雑誌名	教育科学セミナー
巻	42
ページ	25-40
発行年	2011-03
その他のタイトル	Transformation of the citizenship in a multicultural society and an ideal way of host society: from the narratives of two foreigner women as a new comer
URL	http://hdl.handle.net/10112/4866

多文化社会における市民性の変容とホスト社会のあり方

— ニューカマー外国人女性2名の語りから —

大野 順子

1. 問題の所在

グローバル化が進むなかで市民性を考えると、特に先進工業国などでは海外から移住してくるひとたち——移民の存在をぬきにして語ることはできないと言われている（寺島 2009 p5）。現在、日本における外国人登録者数は約219万人（2009年末の総務省入国管理局統計）となり、総人口の約1.7%——過去10年間において1.4倍増——となっている。その出身国も約190ヶ国にも及んでいる。経済面では、少子高齢化による人口減少が労働力人口の減少に影響するため、外国人労働者に頼らざるを得ない状況になってきている。

このように多文化化が加速している社会状況であるが、外国人にとって日本社会は決して生活しやすいとは言えない。例えば、吉富は移民政策の国際的な観点から、日本は経済状況により受け入れた外国人労働者を「生活者」として見ていない点を指摘している（吉富 2008 p85）。労働力として、そして、日本で生活するものとして移住してきた外国人は、日本人と同様に社会に住民として参画する覚悟で来ているにも関わらず、日本社会は彼らを生活者として受け入れる準備ができていない。政府としても様々な対策を立てはじめているが⁽¹⁾、そこには要支援者としての外国人という描かれ方が強く、一人の生活者としての視点が欠如している。

移住してきた外国人のなかでも、特に女性や子どもは成人男性以上に様々な困難を抱えることになるだろう。移民女性に関しては、受け入

れ国で自分たちの存在が社会的に不可視であるために、たえず、彼女たちのパートナー（夫）に対して脆弱な存在であり続ける。日本では、2008年末の外国人登録者数のうち女性は53.5%（118万人超）となっている（外国人権法連絡会 2010 p63）。すでに外国人総登録者のうちの半数以上が女性という現状にもかかわらず、彼女たちは社会のなかで一人の価値ある人間、あるいは市民として扱われることは少なく、「二流市民」という扱い方をされている。日常生活においては、常に配偶者と従属的、主従的な支配関係におかれている。例えば、日本人配偶者との国際結婚の後、離婚へ至るケースの多くが夫からの家庭内暴力（以下、DVとする）が大きな原因と言われているが、DV被害を受けていても、彼女たち自身、外へ声をあげることはそう簡単なことではない。それは配偶者との親密な関係性のなかに潜む男性による支配が大きく影響していると考えられる。また、幸いにDVから逃げ出すことができたとしても、自治体等における支援策は皆無に等しく、彼女たち自身で問題を解決することは困難を極める。こうした状況は、男性稼ぎ手モデルを一般的な家族形態とした福祉国家のあり方、女性の権利は男性を媒介とする考えを支えて、より女性を貧困に追いやっている（藤原／山田 2010 pp.155～159）。

寺島は、市民とは、常に他者や社会に対して開かれた個人のことであり、外国人であっても同じ社会に居住しているのであれば「市民」であることは確かであると言及している（寺島

2009 pp.9～10)。つまり、これだけ多文化化が進んでいる社会では、誰が市民であるのかという資格を問うよりも、「市民」として他者や社会に対してどれだけ関わっているか、何ができるのか、を問うことのほうが市民としてのあり様を表現していることになる。それは、換言すれば、外国から移住してくる移民のように、たとえ居住する国・地域において市民としての資格がなくとも、「人であること」に重点をおかれ、扱われることこそが、ポスト・ナショナルな時代においては重要であると理解できるであろう⁽²⁾。それは、外国人女性であっても、一個人、一人の市民として社会に関わることを通じて、社会的に脆弱な存在から社会的に自立した存在へ変容することは可能で、積極的にそういった機会にアクセスすることができないと市民としての成長は期待できないということだろう。そして、同時に、私たちはすでに凝集された一つの国家に属する静態的な存在ではないことを認識した上で、国家レベル・地方自治体レベルにおいて法制的に彼女たちのような存在を保障していく必要性も出てくるであろう。

そこで、本稿では、その布石として1980年代以降来日した、現在、日本在住暦20年以上になるニューカマー外国人女性2名の語りから、彼女たちがどのように社会（公共空間）と関わり、彼女たちのアイデンティティや市民性を変容させていったのか、その過程を明らかにすることを第一の目的とする⁽³⁾。特に、フェミニズムの観点からアイデンティティや市民性をみることは、その社会の排除と従属の関係性を明らかにすることでもある。今日に至るまで、数多くの困難や危機を切り抜けて生きてきた彼女たちの体験や語りは、一方的で一面的な、帝国主義的なものの見方とは違う何かを提示してくれるに違いない。多文化化した社会において、彼女たちの語りを無視し、複雑で重層的な社会構造を問わずに素通りするという陥穽に陥ってはなら

ない。そして、そうした変容過程をもとに、彼女たちのような存在を受け入れる社会——ホスト社会やそこに住む人々のあり方についても同時に再検討する必要があるだろう。そこで、本稿の第二の目的は、様々な背景をもつ人誰もが生活しやすいと感じる社会の特徴を明らかにすることである。ホスト側の社会や人がどのように変わる必要があるのか、排除を承認する「沈黙の共謀（the (a) conspiracy of silence）」者⁽⁴⁾とならないよう、社会やわたしたちの意識や姿勢もまさに問い直されている。

2. 多文化化した都市社会のあり方

それでは、様々な多様性を包摂するような社会はどのようにあるべきなのだろうか。ヤングは、多文化化した、個々人の多様な社会生活を含んでいる都市社会のことを、まず、「見ず知らずの者同士が互いに依存しあっている一時的で空間的な巨大なネットワークによって構築されている」（Young 1990 p237）と指摘する。それは、常にわたしたちは都市生活において、異なる他者と関わりあい、つながりあい、連帯しあいながら生活しているということを意味している。しかしながら、彼女は、ひとは単に他者と関わりあっているだけではなく、相互に関係し合うところのより開かれた公共の場面で、異なる集団・個人の枠を越えて危機に立ち向かい、新しい何かを創出する可能性をも都市生活に見出している。こうした個別性と集団性をあわせ持った、多文化化したグローバル社会における都市社会の規範的理念として、ヤングは次の4点を挙げている。

- ①排除のない社会的差異化（Social differentiation without exclusion）
- ②多様性（Variety）
- ③エロティシズム（Eroticism）
- ④誰に対しても開かれていること（Publicity）

(Young 1990 pp.238~241)

一点目の「排除のない社会的差異化」とは、逸脱者や社会的少数者集団は、時として自由のない批判的集団と認識され、受け入れ社会の親近感を得ることは難しいため、そのような場合は往々にして受け入れ社会への同化が促進されるようになるが、そうではなく、差異をそのまま社会が受け入れられるように、境界をあまいにし、たえず開かれた状態にしておくことを意味している。二点目の「多様性」は、社会を構成する個人や集団が多様なもので成り立っているという事実を尊重することは勿論のこと、都市空間をより興味深いものにさせるためには、積極的に人々を公共の場に参画させ、人々に喜びや興奮を与えるような活動、あるいは、そういった活動を支える活動の多様性を承認することが都市に必要な理念であると指摘する。三点目の都市社会における「エロティシズム(魅了するもの)」とは、都市生活は奇怪なものや驚きに出会うことの連続であり、そうしたエロティックな、人を惹きつけるものとして差異を例示している。わたしたちは、都市生活においてエロティシズムと関わりあい、それらを探し、経験したり学習したりすることを通して、重層的な都市社会や都市が持つ不可解な関係性に気づいていくことになる。最後の「誰に対しても開かれていること」とは、都市は、いつ何時も人々にとって重要な公共の場を提供し、都市生活を送る上で、誰もが自由に発言できるような場であるとする。特にこの点は、移住してきた外国人女性たちのアイデンティティや市民性の変容を見ていく上で重要な軸となるだろう。彼女たちのように、ホスト社会の中でたえず抑圧されている場合、なかなか公共の場と関わる機会を持つことは困難である。彼女たちにとって、果たして社会(ホスト社会)は十分に開かれているのか、検証してみる価値はあるだ

ろう。

また、ヤングは公共の場のことを「フォーラム(forums)」とも表現しており、そこには常に異なった意見や生活スタイルがあり、そこでは「差異の政治学(a politics of difference)」⁽⁵⁾の実現が要求されていると指摘している。一般的にフォーラムとは「公開討論の場」という意味があるが、多文化化した都市社会において、彼女はまさにそうした場において、多様なメンバー間で熟識されることが重要であるということをご提示している。そして、そこには勿論、外国人女性も含まれていなければならない。

3. 調査の方法

調査方法は、筆者が2010年4月からフィールドワークで関わっているシナピス⁽⁶⁾という民間の団体から紹介して頂いた日本在住20年以上になる外国人女性2名に対するインタビュー調査が中心となっている。筆者はこの2名以外にも、出身国・年齢・日本在住年数など、それぞれ異なる外国人女性5名にインタビューした⁽⁷⁾。その中で、今回はアイデンティティや市民性の変容を明らかにし、彼女たちが定住する社会のあり方を検証するという目的からも、ある程度の日本在住歴があり、社会に関わってきた経験があるという点を重視し、下記にプロフィールを記した2名を調査対象者として採用した。

インタビュー調査は2010年9月~11月にかけて実施した。インタビュー調査を実施する前に、会話の内容をICレコーダーに録音すること、第三者にはその内容を決して明らかにしないこと、論文等に会話の内容を使用することもがあるが、必ず個人が特定できないよう最大限配慮するというを確認し、インタビューを開始した。

今回のインタビュー調査対象者の経歴は以下

のようになっている。

〈マリアさん（仮名）プロフィール〉

年 齢：57歳

出 身：フィリピン

来 日 時：1990年11月、日本人配偶者として来日。日本在住20年。現在は定住者として生活。

住 所：関西方面

家族構成：本人、日本人配偶者（現在は別居して7～8年。離婚はしていない）、長女（31歳：初めての結婚であるフィリピン人男性との子ども、現在、日本人男性と結婚し独立）、長男（26歳：日本人配偶者との子ども、同居中）、娘（23歳：日本人配偶者との子ども、同居中）

日本へ来ることになった経緯：

フィリピンで伝統舞踊のダンサー（バンブーダンスのダンサー）をしていて、日本の九州地方のクラブへ公演に来た際、現在の配偶者と出会い、フィリピンで結婚後、日本へ。

現 在：Y市内の学校に在籍するフィリピン出身の子どもたちの支援員（教育委員会所属）として、また、その関係で地元の小中高等学校における英語指導、塾やプライベートレッスンでの英語講師として働いている。地域における国際交流イベントなどへも参加協力の依頼があったりと、積極的に活動している。

〈アンさん（仮名）のプロフィール〉

年 齢：55歳

出 身：ベトナム（南ベトナム）

来 日 時：1984年10月、姫路の難民定住センターへ。現在は定住者として生活。

住 所：関西方面

家族構成：本人、日本人の夫（内縁関係）、娘（20歳）、息子（17歳）、父親（本人の）

日本へ来ることになった経緯：

南ベトナムが敗戦し、北の社会主義が入ってくることにより、将来に明るい未来を描くことができず、ポートビープルとしてベトナムを出ることを決意。1978年、船で出国したがカンボジア付近で捕まり刑務所へ。その後、脱出し、再び1980年、友人たちと船で出国しフィリピンの難民定住センターへ。その後、難民申請をアメリカ、オーストラリア、日本へ提出したが、一度目はいずれの国も不受理。その後、フィリピンの定住センターの医師に勧められて再度日本へ申請し、ビザが下りる。

現 在：主婦業をしながら、飲食関係の仕事の手伝いや、化粧品の訪問販売、英語講師、そして、在日ベトナム人の公共機関での通訳業務などを日常的に行っている。また、週一回、筆者と同じNGOでボランティアとして活動しながら、様々なイベントにベトナム料理をふるまってくれる。

マリアさんとは計2回（2010年10月12日、2010年11月2日、いずれも14時～16時の間、マリアさんの通っている教会で）、アンさんとは1回（2010年9月2日15時～17時、シナピスで）、それぞれインタビュー調査を実施することができた。インタビュー方法は半構造化インタビュー方法を採用し、中心的な質問項目（「自己紹介」「来日理由」「現在の生活状況」「日本の印象」「エスニックに関すること」「困っていること」「今後の予定」など）に基づきながら質問を投げかけ、あとは基本的に語り手に自由に

語ってもらった。本稿では、彼女たちの語りのなかから、一般的な生活や文化、仕事、私生活に関する事などの内容を中心に分析している。

4. アイデンティティと市民性の変容

ニューカマーとして日本へやってきた外国人女性たちは、ホスト社会の中で「外国人」という属性に加え、「女性」という属性の二重の属性に縛られ、社会のなかで、それぞれの生活のなかで従属的・主従的な状態におかれている。それゆえ日常的に彼女たちはほとんど他者や社会から一個人、一生活者として見られることはない。それが彼女たちをより貧困な状況に追いやり、社会、または、公共の場・公共空間から周辺化され、排除される要因となっている。こうした状態は、最悪の場合、周囲から批判的集団と認識されたり、社会的「欠陥」としてのレッテル⁽⁸⁾を貼られることが多くなり、彼女たちのような社会的マイノリティにとっては自己否定にもつながりかねない。その結果、ホスト社会からは異質な存在として認識され、生活者として扱われないということから、ますます孤立してしまうことになる。

こうした外的な要因が大きく影響することにより、非常に抑圧的で自己の存在すら否定的になりがちな外国人女性たちが、ホスト社会においてどのように自分自身のアイデンティティを再認識し、市民性を奪還していくのか。彼女たちの生活上の問題点や公共空間における諸活動から明らかにしていきたい。

(1) 労働の場における不安定雇用

ここでは、まず、彼女たちのもつ異質性がホスト社会で受け入れられているのか、ホスト社会でどのような問題に最初に直面しているのかについて、彼女たちの語りから読み取っていききたい。言うまでもなく、彼女たちは日常生活の

あらゆる場面で、ホスト社会との価値観の相違のあいだで葛藤し続けているが、特に、それは労働（仕事）の場面で顕著であるようだ。

筆者：日本のしきたりには最初慣れなかったですか。

マリアさん：慣れなかった……で、例えば、自分がミサ行くとき必ず、日曜日休みたいんですけど、やっぱり最初に言うんですけども「それはだめだめ」とか断るでしょ、会社の人は。

マリアさんは、日本に居住しているフィリピン人女性の中でも特に長く日本に住み、様々な経験を積んで生活してきた一人として一目置かれている存在である。ゆえに、日本人を含む周囲からも信頼されており、地元のフィリピン人コミュニティの相談役のような役割を演じている。敬虔なカトリック信者である彼女は、毎週日曜日、教会のミサへ参加することを楽しみにしている。しかしながら、フィリピンでは当然であった「毎週日曜日ミサへ行く」ことも、日本社会では認められにくく、当初はどちらを優先すべきか、非常に悩んだ時期もあったということである。その大きな原因は、個人的にはミサを優先したいが、仮にそうすれば、仕事を解雇される可能性もあるために、そう易々と仕事を休むことは暗黙のうちに許されることではなくなっていたからだ。特に、仕事との関連で、彼女たちのような外国人労働者は、雇用主の都合のいいように扱われることが多い。今回直接取り上げてはいないが、別にインタビューした外国人女性の例でも「今日から1週間、2時間残業してください」と雇用主から予告もなく突然指示されることなども少なくない。

マリアさん：もうすっごくいじめたりとかね、
(筆者：そんな経験あるんですか) 私なかつ

たけど、その他のいつも、日曜日会って、「昨日ね…」みたいな感じで、「うるさかった…」みたいなとかね……たくさん友達がもう、いじめられないフィリピン人とかラッキーと思う。やさしいねとかラッキーねとか。[いじめなどが原因で仕事を休みたく、辞めたくても]⁽⁹⁾でもやっぱりがまんしないとね。うん、仕事ないと生活できないね、仕事ないと……。前はよく[そんな]話しあったんですけど、あの、家庭の旦那さんのことでね。お金やらないとかね[給料を渡さない]。だから自分で働かないとね。それで、ま、何人かいますね。それから、仕事のいじめ、多いですね。例えば初めて仕事でも分からないでしょ。いきなり怒らしたりとか、いきなり大きな声で。我慢できない人はすぐ辞めるんですけど。でも、我慢しないとね。また仕事探すの難しいからね。

上記のような語りから明らかなように、労働の場面において、日本人雇用者と外国人女性労働者との間に構築された隷属的な構造に気づくことができるだろう。こうした関係性は彼女たちの差異を承認することはない。もし、彼女たちが自分自身の意志を通したいのであれば仕事を辞めるしかない。しかしながら、「仕事を失う」ことは彼女たちの日々の生活に直接関わってくる問題となる。さらに深刻なのは、彼女たちの仕事による収入が、各々の家庭生活上でも重要な意味をなしているということである。後述するが、マリアさんの場合、夫の現場の仕事がなくなる前後から、生活費のほとんどをマリアさんのお給料でまかなっていた時期があった。また、日本人配偶者と結婚しても夫から生活費を全く振り込んでもらえず、生きるか死ぬかの瀬戸際になり救出されたケースもあるという。つまり、実際のところ、彼女たちは夫に従属的でありながらも、一家の稼ぎ手としての重

要な役割も演じなければならないという実態もあるのだ。

マリアさん：友達の一人在が4人子どもがいて、4年生、幼稚園、それがだんなさん仕事ない。奥さんも仕事できない……だんなさん大きな体けど仕事ないんだけど。いつも奥さんがお金貸してと電話する。だんなさん何もしない。[できの悪いだんなが多く、お金貯金せずパチンコばかりする][仕事を求めて]東京へ行って帰ってきたら子どもがまた一人増えていた……。

こうして、仕事と子育てと家事と、生活全般に関わる事柄すべてを、外国人女性は一人で抱え込み、より苛酷な状況に追いやられている状況なのである。

アンさんは1980年代、難民(ボートピープル)としてベトナムから日本に渡ってきた。当時の日本はインドシナ難民(主にベトナムからの難民)の定住国として彼らを受け入れていた。アンさんのような場合は、新しい人生を求めて、ある意味日本で、生き抜いていくことを覚悟して来日した移住者である。彼女は、はじめて日本の空港に降り立ったときの感想を次のように語っている。

アンさん：ネオンがきれいで、今から人生は変わる気持ち。

その語りからは、日本社会に大きな期待を抱いていたことが分かる。彼女の場合はマリアさんと異なり、最初の生活は難民定住センターから始まった。しかしながら、そこで生活はわずか3ヶ月間という期限があるため、それを過ぎると自立しないといけない。つまり、自分自身で仕事を見つけ、自分の力で生活をしていかなければならないのだ。アンさんはそのときの

様子を次のように語っている。

アンさん：〔日本の生活〕はじめ合わない。すごい泣いてて、ご飯。あの、やっぱり初めて日本来たときに、難民定住センターだから、〔日本語は定住センターで〕みんなだいたい3ヶ月で日本語習います。(筆者：たったの3ヶ月。それが終わったら?) 仕事(筆者：自立するってこと?) はい。(筆者：3ヶ月過ぎても定住センターには住めるの?) いれるは、いれる。でも仕事見つからない人は出られないから〔見つければ自立する〕、厳しいね。〔簡単に自立することは〕無理。

まず、社会で自立して生きていくためには仕事を見つけることが重要である。しかしながら、条件のよい仕事に就こうとすれば、直面する問題として言語の問題——具体的には日本語の習得という壁がある。アンさんも指摘しているように、ほんの3ヶ月という短期間で、日本語を習得することはほぼ不可能である。言葉が分からないということは、仕事以外にも確実に社会——公共空間との接点を失うことにもつながるだろう。ただ、アンさんの場合は難民というステータスで来日したため、わずか3ヶ月でも公的機関で日本語を習得するコースを受講することはできた。それに対して、マリアさんはこれまで正式に日本語の学習を経験したことがない。

マリアさん：私…〔日本語〕ほんとに勉強してない、学校というかあの、クラス? 日本語クラスみたいななかったんですけど…あの…テレビ見て、テレビとか子どもたちの話とかあちこち、あの…、日本語、ドラマが一番、ドラマ、ドラマが一番、ま、わかるわからないと聞くから、子どもたち、教えてもらって、でもたまに怒って、お母さんうるさいとか

…。旦那さんはいつも仕事でしたから、

アンさん：〔定住センターから出て、一人暮らしをするとき〕そのときはね、言葉もぜんぜん、まったく、あの3ヶ月だけ、聞くは分かる。でも、ことば出ません。あの……、先生に習って、大阪来たときは、皆大阪弁使ったときは、もう、全く勉強意味ないなと思ってます。これは大変だと思っています。……それは初めてのときはすごいもう心臓どきどきなってる。仕事場のほうは皆知らないから、ベトナム人の人いない。もうほとんど毎日、日本語。

一般的に、移住労働者のようなかたちで日本へ入ってくる外国人のほとんどはマリアさんのような状況ではないだろうか。子どもたちに関しては、学校へ通うことによって習得する機会には保障されるだろうが、成人女性にいたっては、特に自ら積極的に希望しない限り、日本語習得の機会にアクセスすることは難しいであろう。以前、別の機会でイスラム圏の女性に「今後どんなことをしたいですか」とインタビュー質問⁽¹⁰⁾したところ、「日本語を習得して仕事をしたい」という返答があった。彼女たちの場合、日々イスラムの厳しい戒律の下で自由に外出することも許されず、女性としての行動を制限されている上、さらに、日本語の未習得という状況が、社会や仕事へ関わる機会を喪失させている。労働の場面に話を戻すと、言語が出来ないということは、前述した労働場面における隷属的で排他的な構造を温存することにつながるだろう。こうした抑圧された状況から彼女たちを解放するためにも日本語の習得は必要不可欠と言える。

ただ、こうした言葉の問題や習慣の違いなどを緩和する存在として、同じ出身国の人々が寄り集まり、密にコミュニケーションを取り、支

えあうという互惠組織としてのエスニック・コミュニティというものが存在する。マリアさんとアンさんの場合も、それぞれの出身国のコミュニティとはつながりを持っていた。ただし、彼女たちは長年の経験からか、そうした互惠的なコミュニティからある一定の距離を置いていた。また、マリアさんに関しては、その理由も的確に述べていた。

アンさん：私、X市住んでたら〔けど〕ベトナム人いないです。(筆者：あまり固まらなかったのが良かったの?) はい、静かやし、治安もいいし。(筆者：ベトナム人のとのつながりは) あります、あります。例えば、行事あったとか。(筆者：毎日会うことは) ないです。電話はあるかもしれないけど、毎日会わないです。

マリアさん：〔フィリピン人コミュニティのある〕教会に頼りっぱなしは問題、お金借りても借りっぱなし、自立していない……日本に住むフィリピン人みんな頑張っているのに。

互惠的なコミュニティの存在は、彼女たちのような社会的に脆弱な存在にとっては特に必要で、安心できる場という点からも重要であることには間違いない。しかしながら、今後、日本という国で「生活者」として生きていくのであれば、いつまでもそういったコミュニティに依存するわけにはいかない。社会的少数者集団が極端に何かに依存し、集団化・ゲッター化することは、その集団がホスト社会の中からもより排除され、周辺化し、孤立化していくことにつながっていくことになるだろう。

ここまで、彼女たちの語りから、労働の場面を切り口に、潜在化した日本社会の支配的な構造、そして、社会的少数者に対する差異の未承認による主流側への同化(言うがまま)の強要などが社会的に存在するという一端が明

らかになった。それは、日本社会が、未だ、ヤングが指摘している集団的な差異を寛容に受け入れられるような状態ではなく、異質な存在に対して、明確な境界が引かれ、閉じられた社会構造を維持していることを示唆している。

次いで、次節では、日本社会という公式の場ではなく非公式の、親密な空間である家庭生活に焦点を当て、そこでは一体彼女たちの存在はどのような状況であるのか、彼女たちの異質性がどのように扱われているのかについて検証していくこととする。

(2) 家庭生活について

家庭生活においては、常に日本人配偶者である夫との関係性が、彼女たちのアイデンティティや市民性に大きく影響を与え、親密圏内のジェンダー的関係性を明らかにしている。家父長的な家庭空間では、一般的に、女性はたえず夫に対する主従関係を強いられている状況である。また、そうした日本の伝統的な夫との関係性を外国人としての妻という立場から、日本の家族形態に対する批判として客観的に見ている様子も伺えた。

アンさん：日本人の男は、ほんとと言うたら女性のほうがかわいそう。結婚した後はね自分だけわがまま。日本人男性は、奥さんメイドさんみたい。あとはもう、日本人の女性はね、子どもできたらね、すごい悩みいっぱいある。……日本の男性はずるい。女性はすごい大変やなって思って……。

マリアさん：(筆者：日本に来たときは、お仕事も何もできないからずっとおうちにいたんですか?) 旦那さんもたまに帰ってきたら、あの、もう…疲れたとかね、ぜんぜん役に立ってくれない。役に立たなかったんですけど。帰ってきたら、もう飲んで、で、あの、あたしたちも、料理、豆とか、「これちょう

だい]とかみたいな感じ、座るだけでしょ。布団だって、仕事から帰ってきたら疲れただって、何もしていないし。旦那さんの現場〔の仕事〕がだめになって、だんだんお給料が少なくなった。私のお金も少なくなった〔おそらく、マリアさんのお給料が生活費として充てられていた〕。私のお給料だけだった。

アンさんについては「奥さんはメイドさんみたい」や「男性はずるい」「女性はすごい大変」という具体的な表現をしているように、伝統的な家父長的な家族構造に対する明確な嫌悪感を示している。彼女は非常に向上心の高い性格を持っており、日々経験することに対しても「いろんなことできたら勉強…(中略)自分で、自分の経験で分かったほうが楽しい」というように、常に何事に対しても前向きな姿勢を示している。その生い立ちからも、両親が教育熱心であったことも影響し、新しい学問や語学、活動など、自分自身を高めることに積極的で、非常に自立心の高い女性である。ベトナムでの政治活動への参加もそうした生い立ちや性格が影響していたのだろう。しかし、数年前、あることがきっかけで多額の借金を抱える事件が起った。その返済のために色々と工面していた当時は、次のようにふりかえっている。

アンさん：〔借金のこと〕主人に相談したかった。私つらいことある。えと、主人知り合って今までは、言うたら、まだ、内縁の妻ですけど、前の奥さんもまだ離婚できないし。そしたら、いつも、今までも相談のときも聞いてくれない。例えば、私、もういろんな困ってたとか、でも、お金の場合でも違うけど、ほかのでもそうなんだけれども、すぐ「眠たい、しんどい」そしたらもう相談受けてくれないから……。

前述したとおり、彼女自身、家事にも子育てにも非協力的な日本人男性に対して痛烈な批判をしていたにも関わらず、自分自身のこととなっては、家父長的な家族形態に逆らうことはできず、それに合わせることしかできなかった。彼女のような向上心の強い女性であっても、伝統的な価値観に立ち向かうことは困難であったことをあらわしている。そこには、やはり親密圏における強い男性優位の慣行が根をはっている上、彼女の場合はおそらく「内縁の妻」ということが、さらに大きく影響していたのかもしれない。この、「内縁」という、ある意味、非常に曖昧なステータスが——これもアンさんが自ら内縁の妻となることを選択したのではなく、パートナーの男性によって選択された結果であることを付記しておく——より脆弱な存在へ追いやっていたと考えられる。

マリアさんの場合も同様に、日常生活において日本人配偶者の夫による従属的、支配的な関係を押し付けられていた。彼女の場合は前述したように敬虔なカトリック信者であったため、毎週日曜日に教会のミサに参加することが、彼女の生活では非常に重要な部分を占めていた。それは彼女自身のアイデンティティであり、信仰心であり、生き方であった。しかしながら、夫にはそういったマリアさんの行動が理解できず、そんな彼女の行動に対して不満が溜まり続けていた。彼女はそうした夫の不満が爆発した日のことを、少し長文になるが次のように語っている。

マリアさん：教会遅かったんですよ。旦那さんが迎えに来て、で、ちょっと飲んでね。やっぱり、わたし教会楽しいからね。旦那さん日曜日休みだからね。それで、〔生活が〕合わなかったんですね。教会夜までだから、朝は許せるんですよ。あの、ちょっと遅かったから、ま6時ぐらいか。そんなに遅くなかった

んですよ。6時半ぐらいに迎えに来て、わたし〔を〕、神父さんの前で怒ったんですよ。で、神父さんももちろん謝って、友達の前で。何か分からないけど。そしたらほんとに何か、旦那さんがわたしに「なんで遅い」とか、神父さんの前で、その時、家まで「わーわー」言っただけ。もう家出とか言って、家出て、出て、とか言って、その日すごかったんですよ。娘たちも見てるからね。それで、もうあれ、どうしようもなかったから静かに泣いてとか、「これから教会はもうだめ」とか「いけない」とかすごい…。〔DV的なことは〕前は1回か2回ぐらいはあったんですけど。もの投げたりとか、皿…でもわたしがあたらないけど、やっぱりこれが娘にも、一番上の娘にも当たったことあるし。それが、あの、やっぱりわたしが、向こうではわたしの兄弟、あの、お兄さんとかみな結構優しいでしょ〔フィリピンでは夫が妻に手をあげることはあまりない〕。こんなことあって、なんでわたしここにいたりとか、なんで私こんなことあるんですかと、だから自分が情けないことはあるんですよ。

この事件後、マリアさんはしばらくの間、ミサに参加することを自分から取り止めた。上記の語りからは、彼女が常に夫から妻としての役割を求められ、夫に対して従順であることを強く求められていたという実態が明らかになっている。彼女の場合、もちろん普段から妻としての役割も認識しており、参加が不可能なときは夫に気遣いミサを欠席するなど、全く家庭を顧みず、自由奔放に行動していたわけではなかった。それにも関わらず、もう一人の自分自身である「カトリック信者としてのフィリピン人」という存在を夫から完全に否定され、行動を制限され、彼女自身、それを受け入れざるをえなかったのである。そこには、夫に対して逆らう

ことが全く許されない、彼女たちの価値観や差異が考慮されない主従・支配関係が存在しているのである。

しかしながら、その後、マリアさんの夫は突然洗礼を受けた。理由は定かではないが、ひょっとすると、少しでもマリアさんのことを理解しようという夫からの真摯な歩み寄りがあったのかもしれない。彼女自身、これで状況は一変するものと期待していたが、事態はそうは展開せず、主従関係の下で、夫に対する不満を処理できなくなり、結局、子どもたちと共に家を出、夫と別居することとなった。

マリアさん：でもあと何年か、旦那さんも洗礼を受けたんですよ。で変わるかなと思ってたんですけど、変わらなかったんですよ。ぜんぜん。で、それで、もう、ほんとに…娘に暴力されたりとか…もう、あれなんですよ。で、だから私最後に決めたんですよ。もう変わらないから家出る。ひとつ許せないことしたから、それで。プラス、まだ子ども、お父さん〔の〕酔っぱらいそばで見てるし、それから…(筆者：何か決定的な家を出ると決めた事件があるんですか) 起きたんです。(筆者：それはどんなことだったんですか) 娘が虐待をね〔受けた〕……。

家庭生活とは「私的空間」であり、「非公式」の場である。その性質は公的空間（公共空間）や公式の場とは厳密には異なっているだろう。しかしながら、2名の語りからも明らかのように、家庭生活においては、公的空間と同様に、或いは、見方によってはそれ以上に彼女たちにとっては非常に抑圧的で、権力的な構造があることが見て取れた。また、公的／私的、公式／非公式の関係は相互に影響し合い、一方が変化すれば他方も変化するという密接な関係性にあるという点を考えると、「家庭」という非公式

の集団内部に焦点を当てることの重要性を看過することはできないだろう。

(3) 活動を通じた公共空間へのかかわり

これまでの語りの内容から、ホスト社会の中で、公的・私的両領域において、彼女たちは常に差異化された状態であったことが明白となった。ヤングは、都市社会のあり方を、コミュニティと差異や多様性を持つ個人という2つの関係性を考慮したオルターナティブな提案を都市社会の規範的理念として指摘している。個人が差異や多様性を社会的に承認されながら、コミュニティの一員としての意識を涵養するためにはどうすることが必要なのであろうか。おそらく、個人が主体的に社会——公共と関わるということが一番の近道ではないだろうか。そこで、ここでは、2名の社会での諸活動を通じた公共の場へ関わる様子を追いながら、彼女たち自身がどのように変化していったのか、また、活動へ関わるきっかけとなる特徴的な出来事は何であったのかについて具体的に考察していくこととする。

マリアさん：学校は、英語は幼稚園とか、幼稚園はY市にあるんですけど、それも、あの、半分カトリックの……キリスト教系の、あの、日本の政府、公立みたいな、あの、パブリックスクールみたいな幼稚園ですね〔公立・私立両方の幼稚園に行っている〕。で、あの、神父さん、それからシスターによって創られた幼稚園が。高校、高校も学校のほうもあの週に一回だけ、あとは小学校もいっぱいまわってる、Y市内自転車で……。

アンさん：私はちょうど、今は姫路の神父さん、その神父さんの紹介で「あなたはね、会社行ったらもったいない」って。だからここ〔シナピス〕来ている以外にも、市役所、病院の通訳、化粧品の販売して、あとはネイルとか、

あのエステとか、それともう一つは公民館。いろんな授業、料理。料理教えるとか、イベントもみな、頼まれたらそれ行きます。

現在、マリアさんとアンさんは、それぞれ生活の軸となる仕事以外にも様々な活動に従事している。マリアさんの場合は「英語ができる」という強みを活かして、地元の小中高등학교数校で講師として働いている。アンさんも同様に、彼女の得意とする分野で精力的に活動している。マリアさんに関しては、最初から英語講師という仕事に就けたわけではなかった。当初、日本人の配偶者としてやってきた彼女は、自分が日本社会と関わるようになるとは予想もしていなかった。しかしながら、彼女が公共の場である地域社会で活動するようになったきっかけは突然やってきた。それは、当時子どもが通っていた幼稚園で、フィリピンの伝統舞踊であるバンブーダンスを運動会でやることが決定したときのことである。そのとき彼女は、そのイベントの中心的な役割を任されることとなった。

マリアさん：〔運動会の会議で〕自己紹介とかミーティングとか、皆ほんとに優しく理解、私のことも認めてくれて、助けてもらえて、やっぱり外人だ、外国人だからもうあれかな、最初不安があったんですけども、差別とか。でも皆、お母さんたち皆優しくしてくれて。(中略)でね、バンブーダンスなのよ。私の民族の踊りなのよ。たまたま私のスペシャルの、特別なダンス。(筆者：バンブーダンスはマリアさんがやろうと提案したんですか?)いや、ううん、私からじゃない。(筆者：周り?)周りに、園長先生かわからないけど…。いきなりミーティングの時、今年やりますって…。

当時の園長先生の英断で、運動会の保護者の出し物に MARIA さんの得意なダンスを取り入れ、彼女を中心に、当日に向けての練習計画を立てたのだ。この活動を通して、MARIA さんは、彼女以外全員日本人という環境のなかでダンスの練習をやり遂げ、イベントを成功させた。さらに、園長先生は MARIA さんに幼稚園の役員を依頼し、しぶしぶ引き受けながらも役員活動を全うした。その後、子どもたちが小学校に上がると、今度は幼稚園での MARIA さんの評判を聞いた教頭先生から P T A の会長を推され、その任務も全うした。こうして MARIA さんは一気に単独で地域社会と関わるようになったのである。そのときの感想を次のように語っている。

筆者：〔幼稚園の役員や会長を〕 やってよかったですか？

MARIA さん：そうですね、もうほんとに、あの…自信が、ほんと自信もって違う、あたしの考えと違ったあと思ったんですけど。だから、その、あの、フィリピン人の友達もまだなかったのに、先に日本の友達ができたくてです。

日本語もまだ不十分で、日本の生活習慣にもようやくなじみはじめた時期であったが、積極的に地域の活動に参加したことを通して、彼女の語りの中の「自信」という言葉が示しているように、活動への関わりが、彼女自身をエンパワーメントした。ヤングが挙げた多文化化した都市社会における 4 つの規範的理念に照らし合わせて解釈すれば、社会が彼女の差異を排除せず、彼女の活動をサポートし、彼女のもつ差異を魅力あるものと認め、そして何よりも公共空間を彼女に積極的に開いたことにより、彼女のアイデンティティが認められたのである。こうした経験をきっかけに、周囲も MARIA さんの存在を認めはじめ、1997 年辺りから Y 市内の学校

に在籍する同じフィリピン出身の子どもたちの支援員としての活動が教育委員会からの依頼ではじまった。それ以降、彼女はますます公共の場である地域社会との関わりが広がっていき、今度は支援する側としての自己を確立していくこととなったのである。

アンさんに関して化粧品の会社の仕事のほかに、ボランティアとして同じベトナム人の通訳支援をしたり、同じ外国人支援をしているボランティア団体で週一回活動したりと、積極的に社会と関わりをもち続けている。これまでの配偶者などに従属的で従順であった身体から、社会活動を通して、公共なるもの、公共空間に参画していく「公的な自己 (public selves)」(Benhabib 2004 p209) への変容こそが、外国人女性の市民としての意識を向上させることにつながっていくのである。さらに付け加えるならば、上述のエンパワーメントという概念について、富田は、ジェンダーの視点から女性がエンパワーメントされるには女性自身が自らの状況に気づき、主体的に行動することが必要で、公式／非公式の場を問わず、様々な場面に「参画」していくことが重要であると述べている(富田 2010 p108)。ヤングの指摘する規範的理念の 4 点目にもあるように、公共の場に能動的に参画することを保障することが彼女たちの市民性やアイデンティティの変容には重要な軸であるとしつつ、非公式の場においても、支配される関係性の理不尽さに女性自身が声を上げ、そういった声を後押しする社会が求められるのである。

次いで、彼女たちが公共と関わっていく上で特徴的なことを一点挙げておく。それは、2 人を公共の場へ導いたキーとなる人物の存在である。MARIA さんの場合は幼稚園の園長先生であり、アンさんの場合は難民定住センター近くにある教会の神父さんがそれにあたる。この二人のような存在が彼女たちのアイデンティティや

市民性の変容を良い方向へ加速させたことを、見過ごすことはできない。こうした公共の場と彼女たちのあいだを積極的に仲介するようなコーディネーター的な存在が多文化化する社会には今後必要となってくるのではないだろうか。

(4) 「教会」という存在

また、マリアさんは「(筆者：落ち着ける場所はフィリピンですか) そうですね、ここ〔日本〕は何歳までも仕事ができる、住みやすいというか。あの、引退する……、ま、フィリピン帰りたいですね。」と答え、アンさんは「ベトナム22年。〔ベトナム人としてのアイデンティティは〕忘れちゃった。今は、ほんとは言うたら失礼ですけども、まだ日本の文化のほうが好き。全部、全部いいやないけど〔日本社会のすべてがいいことばかりではないけど〕。」と語っているように、現在は、それぞれの出身国のアイデンティティを維持しながらも、ようやく日本での生活にある程度なじんできたようである。日本に来て間もない頃は、自分自身を抑えながら日本社会に適応しようと必死であったことだろう。そういった状況の中で、彼女たちが唯一安心できた場所として「教会」という空間があった。そこは彼女たちにとって、同じ国の出身者同士が集まり、相互作用しながら生まれたプラットフォーム的な場⁽¹¹⁾として機能していた。

アンさん：何かあったら教会のほうへすぐに、心も身体もすごい楽になって。

マリアさん：(筆者：教会は大切な居場所ですか) ですね。わたしたち、日本に来て、ねえ、ほんとにね、知らない国やし、人も…。最初は教会さがすんですよ、どこにあるとか。なんか教会に来たらなんか自分の家、場所、居場所みたいな、ここに来たらね。外はなんかあれみたいな。ここはなんか自分が、ここがわ

たしの場所みたいな。

「教会」という場・空間があり、そこで彼女たちは、母国の文化に触れ、民族料理や踊りに興じ、時には新しい文化を創出しながら、独自の新しい「場」を生成することを通して、エンパワーメントされていったのではないだろうか。海外移住やグローバル化した移動に伴い、地域性が曖昧になってきた現在、王は「人と人との相互作用から生まれる社会文化的・政治的な空間」のことをマイクロ・リージョンと呼び、その概念を用いて越境と地域の関係性を考察している(王 2010 p7)⁽¹²⁾。マリアさんとアンさんも、それぞれの出身国をもとにした地域的・地理的括りを越えたマイクロ・リージョンとしての空間的な「地域」を日本社会の中で、特に「教会」という空間を媒体にしながら形成することによって、その中で、アイデンティティや市民性を変容させていったと考えられる。そういった点からも、差異や多様性を認められながら、常に社会に対して開かれ、ホスト社会とのつながりを感じられる「教会」のような一時的で、閉鎖性のない存在——プラットフォームの重要性も多文化化した社会においては見落とすことはできないだろう。

5. 結びに

ここまで述べてきたように、ポスト・ナショナルな時代において、ホスト社会の中で最も周辺化されている存在として考えられるニューカマー外国人女性2名の語りから、第一に、日本社会は、彼女たちのような社会的少数者に対して寛容ではなく、排他的かつ支配的であるという実態が明らかになった。それは、社会的少数者のもつ異質性や差異というものが、ホスト社会で二流扱いされ、ポジティブに承認されていないという現実が物語っている。また、今回は外国人「女性」の語りという特徴から、家庭と

いう非公式な親密圏内における主従・支配関係の問題も明らかになった。ヤングの規範的理念は、ある意味フォーマルな場に限定された理念ともとれるが、より社会的少数者それぞれの状況を配慮するのであれば、非公式の場における差異化、逸脱や排除の構造をつぶさに見ていくことの必要性も付け加えなければならないであろう。

また、彼女たちのアイデンティティや市民性については、その変容を促すものとして、公共の場・公共空間への関わりが重要であるということが明らかになった。ヤングの指摘する多文化化する都市社会の規範理念の中でも、特に4点目の、都市社会は、いつ何時も人々にとって分け隔てなく重要な公共の場を提供し、誰に対しても開かれているという「Publicity（誰に対しても開かれていること）」の視点が市民性の涵養には最も有効なのである。本稿で取り上げた外国人女性2名も、地域参加や社会での活動を通して、また、そうした活動を生活の一部とすることで市民性を育み、公的な自己として継続的に公共の問題へ関わることができたことが明らかとなった。さらに、公共への関わりをより一層促進するものとして「個人と社会をつなぐキーパーソン」と「境界のあいまいなプラットフォーム（本稿では教会がそれに当たる）」の存在が明らかになった。つまり、彼女たちを公共へ向かわせる基盤となるものが不可欠なのである。

以上より、多文化化したホスト社会のあり方として、外国人女性のような脆弱な存在であっても、公共の場とのつながりを絶つことのないような社会を構築することが求められるのである。とはいっても、なかなか周辺化された人々を、中心的な社会規範・規則を決定できるような主流派の立場へいきなり位置づけることは難しいだろう。しかしながら、例えば、赤尾が生涯学習への市民参加をめぐる課題の部分で指摘

しているように、外国人の目線からの、外国人の声を反映・発信できるよう「市民としての外国人」の参加を可能にするような仕組みづくりが早急に必要なのである（赤尾 2009 p338）。多文化化した社会では多様なメンバー間で熟議されることが重要であり、それがホスト社会の排外主義的なあり方を流動化し、異質なものの意見を取り入れることによって、ヤングの指摘する交渉可能な、誰に対しても開かれている社会の創造へとつながっていくことだろう。

本稿で取り上げた2名だけでなく、外国人はホスト社会にとっては、決して「見ず知らずの他者・他人」ではない。彼ら／彼女たちはわたしたちのよき隣人であり、同じ「市民」でもある。ホスト社会全体として、彼ら／彼女たちに対して、まず、こうした意識を持つことから多文化化した社会は成立していこう。政府は、2010年12月17日、第三次「男女共同参画基本計画」を閣議決定した。その主な内容は男性の育児参加が大きくなねらいのようだが、今後、こういった計画のなかにも、積極的に外国人女性という視点が加わることを期待したい。彼女たちの多様な生き方を阻害する様々な要因、制度、慣行などを修正し、彼女たちの社会参加を促進する方向へ社会が進んでいくような法制度の整備も当然ながら並行して必要になってくるであろう⁽¹³⁾。この点に関しては次なる課題として検討していきたい。

注

- (1) 例えば、総務省は2006年3月7日付で地域社会における外国籍住民施策のあり方についてはじめて多文化共生推進プログラムの提言を発表した。
- (2) 柄谷は「ポスト・ナショナル市民権」は「人であること (personhood)」という、脱領域的概念に基づく必要があると述べて

いる (p312)。

- (3) 本稿は、特に1980年代以降増えてきた難民や出入国管理に関する法制度の改正に伴い日本に定住化している新渡日外国人(ニューカマー)に焦点を当てる。本来ならば、オールドカマーの存在抜きにして本テーマを扱うことは限界があるが、ここでは近年、社会における顕著な多文化化の象徴として存在するニューカマーに焦点を当て、今後益々増加傾向にあるニューカマーを受け入れていく社会のあり方を示していく。この問題設定に関して多大な批判はあろうが、筆者はオールドカマーの問題について意図的に排除しようという姿勢ではない。
- (4) 「沈黙の共謀」とはパレスチナ在住の人権弁護士、ラジ・スラーニ (Raji Sourani) 氏の言葉であり、黙っている者たちは、人権を侵害する者、占領する者、殺戮をほしきままにする者と共謀しているという意味で、それは多文化化した社会の構造を考えたとき、ホスト社会の多数派側に属する多くの第三者(聴衆・観衆)的な市民の姿勢に通じるものがあると考えられる。
- (5) ヤングは、差異の政治学について、「多様な社会的集団に対し、政治的代表権などを与えることによって、彼らを認識し、肯定するための、そして、彼らの明らかな特徴や文化を賞賛するための制度的、そしてイデオロギー的な意味を備えているもの」としている。
- (6) シナピスとは、正式名称を「カトリック大阪大司教区社会活動センター シナピス」といい、既存の大阪教区「正義と平和」協議会、カリタス大阪、国際協力委員会、平和の手の社会活動4部門がひとつになり、2002年4月社会活動センターとして再編成された組織である。その理念は「正義・平和・人権」の啓発と実践に取り組むことで

あり、現在は、特に、日本に住む外国人住民の支援(生活支援や在留資格に関することなど)をしている。シナピスとはラテン語で「からしだね」の意味がある。

(参照：<http://www.osaka.catholic.jp/sinapis/html/index2.htm>)

- (7) 筆者はこれまで本稿で取り上げた2名を含めて外国人女性計7名(ベトナム人1名、フィリピン人2名、アフガニスタン人3名、ペルー人1名)にインタビューを実施した。本稿で取り上げた2名以外の外国人女性それぞれのインタビュー環境は次のようになっている。フィリピン人：2010年8月6日14時～16時(1回)、アフガニスタン人3名：2010年9月6日10時～12時(1回)、ペルー人：2010年11月25日17時30分～21時(1回)。
- (8) 社会的マイノリティとされる人々は、その社会の主流派に対峙して「欠陥(deficient)というレッテルを貼られることが多い(参考：Jansen, Th./Chioncel, N./Dekkers, H., *Social cohesion and integration: learning active citizenship* (2006) British Journal of Sociology of Education, Vol.27, No.2, pp.189-205 Routledge)。
- (9) 以下、語りの内容の筆者による補足を〔 〕内に記すこととする。
- (10) イスラム圏出身の女性へのインタビュー質問(注釈7参考)については、2010年9月6日に実施した。
- (11) 筆者は、戻ってきたり、またそこから旅立って行ったりという、境界のない誰に対しても開かれている一時的な滞在できる場所という意味で、プラットフォームという表現を使用している。
- (12) ミクロ・リージョンについては、王の論稿が掲載されている雑誌号の特集として

「越境空間と地域空間——ミクロ・リージョンを考える」が設定されており、その他の掲載論文の内容も同様に参考にした。

- (13) 最近では地方自治体等でも男女共同参画に関する計画・条例が策定されている。例えば、大阪府豊中市などでは男女共同参画推進条例の前文にもあるように、市全体を通じた人権に根ざしたまちづくりの実現の中で、女性の自立を支えるため、男女間格差の是正や、性別による固定的な役割分担等の社会問題の解消、性別に関わりなくすべての人の人権が尊重され、地域・学校・職場など様々な側面で自らの意志で生き方を選択できるなど、女性のエンパワーメントを支援する条例を策定している（※豊中市ホームページ「豊中市男女共同参画計画」及び「第3次豊中市総合計画」参照）。

引用・参考文献

- Benhabib, S. *The Rights of Others Aliens, Residents, and Citizens* (2004) Cambridge University Press (2006年、向山恭一訳『他者の権利 外国人・居留民・市民』法政大学出版局)
- Young, Iris Marion *Justice and the Politics of Difference* (1990) Princeton University Press

赤尾勝己『生涯学習社会の可能性——市民参加による現代的課題の講座づくり——』(2009) ミネルヴァ書房

藤原孝・山田竜作『シティズンシップ論の射程』(2010) 日本経済評論社

外国人入権法連絡会編『外国人・民族的マイノリティ人権白書2010』(2010) 明石書店

柄谷利恵子「国境を越える人と市民権——グローバル時代の市民権を考える新しい視座を求めて——」『社会学評論』第56巻第2号(2005) 日本社会学会

王柳蘭「越境者とミクロ・リージョンの創出」『地域研究』Vol.10 No. 1 (2010) 京都大学地域研究統合情報センター

徐京植「周縁化されたものが憲法の価値を知る」『季刊前夜』第1期第1号(創刊号)(2004) 特定非営利活動法人 前夜

寺島俊穂「市民活動とシティズンシップ」『法学論集』第58巻第6号(2009) 関西大学法学会

富田晶子「女性の政治的エンパワーメント測定に関する一考察——新GEM指標作成を通じて——」『国際政治』第161号(2010) 日本国際政治学会

吉富志津代『多文化共生社会と外国人コミュニティの力——ゲッター化しない自助組織は存在するか? ——』(2008) 現代人文社